

島根県宍道町,大森神社旧神職宍道(池田)家蔵『勲業
宍道家正系』(三):
翻刻「神主熊野家系図之次第」宍道町神社研究の資
料として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2004-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 服部, 旦 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1367

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



島根県宍道町、大森神社旧神職宍道(池田)家蔵『勲業宍道家正系』(三)

——翻刻「神主熊野家系図之次第」 宍道町神社研究の資料として——

服部 旦 あさけ

はじめに

前編(一)〔大妻国文〕31号、平成12[^]∧00[^]∨年3月)に翻刻紹介した宍道(池田)家の家系図162(服部論文史料番号、以下同じ)即ち、文書②『勲業宍道家正系』の作成時期・作成者(の性格)・作成の目的等の考察を行なうために予め二つの文書を紹介するとして、その内の一つ、163・文書③『出雲勲業宍道家系譜』を前編(二)〔大妻国文〕34号、平成15[^]∧03[^]∨年3月)で翻刻紹介した。本号では、もう一つの164「神主熊野家系図之次第」(文書④中に収録)を翻刻紹介する。文書の解説と関係史料について、島根県立図書館内田文恵氏・北村久美子氏、並びに嵐義人氏に御教示頂いたことを記して感謝申し上げる。

*

*

*

前編(二)の誤植等訂正(誤↓正)

94 ぺ 15 行目 ヨリ	1 才注 ↓ 1 才頭注	97 ぺ 16 行目 上	文武帝二年戊 ↓ 戊 <small>(マ)</small>	105 ぺ 5 行目 149	乞フ而巳 ↓ 巳
121 ぺ 13 行目 マデ	14 ウ注 ↓ 14 ウ頭注	98 ぺ 3 行目 54	齋衡 ↓ 齋衡	115 ぺ 16 行目 295	哥傳 ↓ 哥傳
99 ぺ 4 行目 70	齋衡 ↓ 齋衡				

一 文書²⁴ 『神職位階之式書 國守任位官式 曹洞僧公書之文 杵築國造家譜 熊野別火之家脈』解説

本文書は、宍道峰清が書写した文書と峰清以外の複数の人物が書写した文書とを合冊した冊子本で、宍道鈴子氏の所蔵になる。

冊子本1冊、原装、表紙縹色縦21.2cm・横15.5cm、表表紙左上に手書きの朱細線(2本)の郭内に、朱筆で「神職位階之式書(①)」「國守任位官式(②)」「曹洞僧公書之文(③)」「杵築國造家譜(④)」「熊野別火之家脈(⑤)」と5行に亘って書いた(宍道峰清の手跡)題簽(縦10.8cm・横8.2cm)を貼る。内題なし。①の文書と類似した楮紙1枚を袋綴じにして見返しとする。見返しの右上隅に、「脉候提綱」桂里有持先生」と2行に墨書(峰清の手跡か否か判断がつかない)している。裏表紙の見返しも表と同一の楮紙1枚を袋綴じにし、此処にも左下隅に「脉候」(上下逆向き)と墨書(手跡の人物は不明)している。この見返しの用紙は別の紙を再利用したものであろう。本文楮紙60丁(内37丁・60丁木版刷野紙)、墨附60丁、序文・奥書きなし。下小口に「位階式諸家系譜」と朱書き(峰清の手跡)する。

本文書は外題①～⑤を初めとする16種の文書を合冊し、料紙・手跡も複数である。以下に、書誌的事項や内容等を略述する。

① 1才～8ウ。縦21.4cm・約横30.4cm(第1紙)の楮紙8丁を袋綴じにする。①は次の2種の文書から成る。

(ア) 1才～7才。1才に文書名を「御輪^輪旨」口宣位記之寫「從五位下陸奥守信清朝臣」と3行に書いている。信清朝臣は2才に源信清とある人物に該当し、源信清の上方に薄縹色の筆で「神官」と注記している。孰れの社の神職か未調査である。(ア)の本文の手跡については確信を持ってないが、本文に多数記入された朱と薄縹色の注記の手跡は、私の知

る峰清の壮年時代（幕末から明治維新前後）の手跡と思われる。本文の墨筆も、峰清の書写である可能性がある。

(イ) 7ウ～8ウ。叙位任官に対する御札の11ヶ所の宛先雛形。「國郡」御宮 神主 官位 朝臣 右官位御禮之ヶ所「如左」で始まり、「天保十亥年」四月十一日「參内之式者此所ニ略ス」で終る。「神」の右上り筆癖は峰清のそれを思わせる。

② 9オ～18ウ。縦21.4cm・横30.4cm（第1紙）の楮紙9丁を袋綴じにする。料紙は①と同質だが、①よりも紙色が薄く、①とは別の料紙である。9オに文書名として「御輪旨 齊貴朝臣」口宣位記之寫」松平出羽守」と4行に書いている（峰清の手跡か）。松江藩主9代松平齊貴を、文政九年二月廿五日編從五位下に叙し、出羽守に任ずる口宣案の写しである。手跡は①(ア)(イ)とは別筆。①(ア)と異なり朱・薄縹色筆の注記がなく、また、①と次の③が口宣案等の料紙の形を青（薄縹色）線で模るのに対し、②は墨線で模る点も相違する。②は峰清が他者の写したものを合冊したものと思う。

③ 19オウ。縦21.2cm・横30.4cmの楮紙1丁を袋綴じする。料紙の質・色は②と良く似る。①②と異なり文書名はなく「永平寺住職事」（19オ）で始まり、「天氣執達如件」右中将（花押）「年号月日」何寺何和尚禪室」（19ウ）で終る。原本の料紙の形を①と同じく青（薄縹色）線で模る。峰清の手跡と思われる。

④ 20オ～36ウ。縦21.15cm・横30.4cm（第1紙）の楮紙を袋綴じにしている。料紙は①②③とは明らかに別種で、繊維が①②③よりも粗めで、褐色味がある。④の全部に亘り、各丁の下端隅が茶色の染みで汚れている。④の手跡は総て同筆で、①②③とは明白に別筆である。峰清が他者の写したものを譲り受けたか、書写を依頼したものをここに合冊したものと思う。内容は次の3種の文書から成る。

(ア) 20オ～31ウ。文書名「出雲杵築國造系圖」（20オ）。「天照皇大神」（20オ）から始まり、途中「千家ノ祖」（27オ）・「北嶋ノ祖」（30オ）を経て、北嶋家の14代目「國造直孝」（31ウ）で終る。

(イ) 32オ～33ウ。文書名「杵築大社并末社」（32オ）

(ウ) 33ウゝ36ウ。文書名「杵築大社神領古今覚」(33ウ3へ入目を略す。以下同じ。：服部)

⑤ 37オゝ60ウ。縦21.1cm・横30.4cmの楮紙に、縦20.3cm・幅1.2cmの木版刷り黒色野線(上下の枠は巾約2.5mm) 24行(柱に「笹 合印 六道家 藏書」とある)を刷った野紙²³丁を袋綴じにしている。37オの目録に8文書を掲載するが、内容は以下の9文書からなる。この内(ア)ゝ(キ)は、熊野家あるいは熊野大社に伝えられていた文書と思われる。

(ア) 38オ1ゝ48オ1(48ウは無記)。文書名「神主熊野家系圖之次第」(38オ1)。外題の⑤「熊野別火之家脈」、目録(37オ)の「^{比波山}出雲國熊野大社神主系圖次第」に該当する文書である。

(イ) 49オ1ゝ50オ1。文書名「御輪吉之寫」(49オ1)。目録には「御輪吉 二」(37オ3)とある。「二」とあるのは、外題の①に相当する「御輪吉」^輪口宣位記之寫(1オ1ゝ2)があるためである。

(ウ) 50オ2ゝ51オ11。文書名はないが、目録の「將軍代々之御判」(37オ4)に相当する。

(エ) 51オ12ゝ52ウ7。文書名はないが、目録の「出雲國守并家老之判」(37オ5)に相当する。

(オ) 52ウ8ゝ53オ12。目録にはない文書。文書名はなく、「熊野神主家二相良親王八景御筆跡アル八十世俱家同五男」(52ウ8)から始まり、「于時明^曆三^年丁^酉三月 日」神主伊豫熊野臣源重潔(花押)「(53オ8ゝ9)で終る。これを「于時宝^曆十一年 辛巳七月 日」熊野達馬則官臣源柴侶(花押)が写した旨を記す(53オ10ゝ11)。熊野家「八十世俱家」(52ウ8)の男子五人の来歴・禄高についての文書である。

(カ) 53ウ1ゝ53ウ3。目録の「三ヶ條畧意」(37オ6)に相当する文書。

(キ) 53ウ4ゝ58オ4。目録の「明和四年杵築六社之始末并雜書」(37オ7)に相当する文書。峰清はこの文書を一旦は「畧之」(53ウ4)とするも、「左二記」(53ウ8)として書写している。それらは次の1ゝ4の文書である。

1 明和四亥十月四日京都柳原様江兩國造殿々廣瀬土佐ヲ以言上之寫(53ウ9ゝ54ウ12)

2 御断申上口上覚(へ明和四年ノ十一月意宇六社神主より祝助大夫・松林弥左衛門宛)(55オ1ゝ56ウ11)

3 六社之者江申渡之覚(明和七寅十月廿五日永井録之助・桜井武大夫より意字六社神主宛)(57オ1~57ウ1)

4 差上申一札之事(明和七庚寅十月意字六社神主より桜井武大夫・永井録之助宛)(57ウ2~58オ4)

(ク) 58ウ1~59ウ4。目録の「元禄年中出雲兩國造与同國佐陀神主爭論裁許書」(37オ8)に相当する、元禄十^丁巳八月附文書。58ウ1の文書名は目録の「裁許書」が「裁許覚」となっている。⑤の文書の内、(ア)~(キ)は熊野家の文書を書写したものであるのに対し、(ク)は「右万延元庚申六月廿九日峰上庄原村社司吉岡宅ニテ寫」とあつて、峰清が吉岡宅で写したとするから、37オの「熊野大社神主家舊記 目録」に掲載されるのは相応しくない。(ク)を末尾に便宜上一括し、目録に加筆したものとと思う。目録の37オ8に記入された(ク)の文書名の墨色がそれ以前の37オ1~7よりも若干濃いのはそのためではないか。

(ケ) 59ウ6~60ウ5。目録の「明和年中國造家へ上官君臣之礼儀議及之寫」(37オ8)に相当する文書。文書名は明和四^丁亥正月七日附「明和年中杵築君臣一件二付上官中へ御議申候書附寫」(59ウ6)である。(ケ)も「右安政四^丁巳四月二日神門郡古志之神司水野瀬益雄予か宅へ来りつ其」段峯清臈録畢」とあるから、熊野家の文書ではない。(ケ)も(ク)と同様に末尾に一括し、目録に加筆したものとと思う。目録(37オ9)の同文書名の墨色が(ク)と同じく37オ1~7よりも若干濃いのはそのためではないか。

右の⑤(ア)~(キ)の中で、「八束郡誌」(文書編)翻刻①A「熊野大社文書」・②B「熊野家所蔵文書」、^②「出雲意字六社文書」翻刻③C「熊野神社文書」、未活字化の④D島根県立図書館蔵旧県史収集影写本「国幣大社熊野神社蔵文書」に収録(①A~③Bに亘り重複するものもある)にされた文書が12点(文書題目のみものを入れると13点)あるから、(ア)~(キ)が巷間に伝えられた無稽の文書を書写したのではないことが判る。以下に、①A~③Cに翻刻されている文書は①A~③Cの記号と同文書(①A~③C)中の文書番号をゴシック体の漢数字で記す(①は同一文書であることを示す)。即ち、(イ)は①2・3、(ウ)は①1・4・5・②5(=③7・④10)をゴシック体の算用数字で記す(①は同一文書であることを示す)。即ち、(イ)は①2・3、(ウ)は①1・4・5・②5(=③7・④10)

11)・㉔三(=㉔二・㉔八)、(五)は㉔三(=㉔九)・㉔四(=㉔10)・㉔六(=㉔九)・㉔十二(=㉔一二)・㉔十三(=㉔十三)・㉔十四(=㉔十四)である。

(カ)の内容略記の第三カ条目、「國造神主違乱之支并國造新嘗会委儀」(53ウ3)は、題目のみを記し、本文を収録していないけれども、㉔二五もしくは二五末尾の延宝九年十一月源重方の記に相当するものと推測する。

(ア)㉔カの内㉔A㉔Dに収録されていない文書は、(ア)・(イ) 天正七年九月五日源俱家(源大納言)從五位下叙位口宣案(藏人右少辨藤原充房)・(ウ)歴心元年十月二日足利尊氏祈禱状・(オ)の全部(前記参照)・(カ)の内容略記の第一カ条目「熊野大社 宝曆十四社号書出并舊記勅書勅言 古文品」(53ウ1)・第二カ条目「国府之社一宮國分寺諸寺勅使參向代熊野神主勤支」(53ウ2)〔共に題目のみ〕に相当する文書である。(キ)(ク)(ケ)は本論文と直接関係ないため省略するが、内容の凡そはお察し頂けると思う。

以上、文書㉔4の内峰清の手跡と判断される文書の書写年代は、私のこれまで見て来た峰清の筆癖から推測すると、峰清壮年の幕末から明治維新頃と思われる。実際、(ア)38才10ㄱ11に「萬延元年……峯清謹拜書」とあり、前述の如く、(ウ)59ウ5に「万延元……吉岡宅ニテ寫」、(ケ)60ウ6ㄱ7に「安政四……峯清謄録畢」とある。

注

(1) 奥原福市編『八東郡誌』、島根県八東郡自治協会発行、大正15(26)年、八東郡。

(2) 『出雲意字六社文書』、島根県教育委員会編発行(初版昭和49(1974)年)、平成12(2000)年(復刻版)、松江。

二 164 「神主熊野家系図之次第」解説

以下の考察に於ては、第3章に翻刻する目録(37才)から開始する行頭に打ったゴシック体の行番号を用いる。但し、これまでの研究では史料番号をゴシック体としたため、考察に於ては行番号を通常の活字(ポイントを下げる)とし、「行目」は省略する。丁附は、本系図を収録する文書②の1丁からの通し番号である。

第1章に述べた如く、164は38才34〜35にある通り、西暦889年、「萬延元年歳在庚申八月十日」宍道称号勲業大臣孫(孫の字は峰清)による後の加筆「出雲峯清」が書写した。文書②の外題の⑤に「熊野別火之家脈」とある如く、現島根県八束郡八雲村に鎮座する『出雲国風土記』の熊野大社の後身で、現在も熊野大社と称する神社の神職熊野家に伝わっていた家系図の写しである。後述の理由もあって、その原本に相当するものは確認することはできなかった。島根県立図書館の内田文恵氏によると、同図書館に熊野家の家系図の写本は収蔵されておらず、公刊されたものもないとのことである。前章の④⑤文書にも翻刻されておらず、⑥にも収録されていない。

熊野大社神職家の熊野高裕氏にもお尋ねしたところ、熊野家では家系図を所蔵しているが非公開としている、とのことであった。従って、現在の熊野家の所蔵する家系図が164の原本であるか否か等、他本によって比較検討することができない。しかし、峰清の所持する系図は164であるから、研究課題である宍道家の家系図162の検討に支障はない。

外題⑤の「熊野別火」の別火という神役は、石塚尊俊氏によれば近世出雲国の杵築大社・佐陀大社・八重垣大明神・神魂神社にもあった⁽¹⁾。前章の文書④八「慶長七年二月二日山田勘右衛門書状」に「雲州三而、五別火之由、殊ニ大社之儀申上候へば」とある。朝山皓氏は、杵築大社の国造・佐陀大社の(正)神主を「長官」に、両社の別火を「次官」に擬えている⁽²⁾。熊野別火は当初は筆頭神主ではなかった筈であるが、後世それに相当する地位となった神職家であり、1641・25に熊野大社神主家・神主熊野家とある。石塚尊俊氏は、

当神社の神主職の古代末から中世にかけてのことはいっさい不明である。古代においては「風土記」や「神賀詞」にあのように記されているのであるから、出雲国造家自らの奉斎になるものであったことはいうまでもないが、それがいつごろまで続いていたかはやはり知りうべくもない。戦国以後の文書によると、その宛名あるいは発信人は「熊野別火」「熊野神主別火」「伊勢宮別当」などとなっており、また旧杜家熊野家の伝来文書（石塚氏「八束郡誌」所収、との注を附す。：服部）によると「熊野大納言」などとなっている。結局、熊野家なるものが神主とも別火とも、また大納言とも称していたことを知るものであるが、この主席神主の下に、寛文年間には少なくとも八名の杜人がいたらしく、寛文十一年（一六七二）二月の「意宇郡熊野村伊勢宮領坪付帳」（石塚氏「出雲意宇六社文書」所収熊野神社文書、との注を附す。：服部）に「社人屋敷方」として、別火・宮大夫・韃（蹇）取・一ノ神子・二ノ神子・三ノ神子・龜・宮守 以上八軒（原文の屋敷の坪数を本引用に際し省略する。：服部）と記されている。（第一章文書Aでは*の龜の字を龜、©では龜とする。：服部）

右によると、この164系図では、本来副神主の別火であった熊野家の第一世を37熊野加夫呂伎櫛御氣農命とするなど、後世筆頭神主となつて以後の作成になることは明らかである。しかし、系図最後の人物293九十一世則旨彈野 熊野別火介（天保二〇〇〇〇年生）からさして溯らない時代の記載については、何がしかの史実も含むのではないか。即ち、この系図の中で、右のA、D文書中に見える同名の人物は、A中の以下の人物である。即ち、

- (A) 139・142・145 べ源 俱家（天正9年11月）：164 166 187 八十世俱家（享祿2年・慶長元年） (A) 139・145 べ源 重方（延宝9年11月）：164 233 八十五世源 重方（万治元年・享保2年） (A) 146 べ熊野達馬源 柴朝（宝暦6年3月）：164 247 八十七世源 柴侶達馬（享保15年・没年無記） (A) 153 べ熊野達馬（宝暦11年4月）：同 (A) 161 べ熊野達馬（宝暦13年2月）：同 (A) 161 べ熊野達馬源 柴侶（宝暦13年2月21日）：同 (A) 162 べ熊野達馬源 柴侶（宝暦13年4月）：同

本系図を初めとする一連の熊野家の文書を六道峰清が書写した契機は記されていないが、恐らく近世の神職家同士の親

密な関係に於てなされたものであろう。峰清の孫慶子氏（後小浜家に嫁す）の長女である小浜幸子氏（前編（二）86頁17行目）は、母から、「熊野大社の神職家（熊野家であるかは不明。：服部）にハルノジョウ（文字は不明。：小浜氏）という人物がおり、峰清の妻道（前編（二）163頁美智。日御碕神社の社家小野行字入即ち、神西房雄の娘。：服部）とイトコ関係にあつて、その縁で宍道家にも来訪したことがある。」という話を幾度か聞いたことがある、と言われる。熊野高裕氏によれば、現在伝わる熊野家の家系図にハルノジョウという人物は見えないとのことである。また、小浜幸子氏が取り寄せられた峰清の戸籍謄本、および、私が日御碕神社小野宮司家より頂いた神西房雄家の家族名を記した文書（コピー）にハルノジョウという人物はない。しかし、右の石塚氏論文に見るように熊野大社には別火以外の社人もいたから、その観点からの探究の余地もあろうである。家系図や古文書を書写できたのであるから、峰清とかなり親密な人物が関係していたのではないか。

この系図で注目したのは、料紙の野紙の柱に「宍道家 蔵書」とあることと、164頁35の万延元年八月十日の時点で既に峰清が「宍道称号勲業大臣孫（孫の字は峰清による後の加筆。：服部）」と自称していることである。即ち、私は前編（二）に於て文書163の作成時期を、「峰清による書写（作成）年代は、本文料紙の柱に「宍道家 蔵書」とあるから、明治維新以後である。即ち、前編（二）に記した如く、佐々布の大森神社神職の宍道氏は、明治維新時に池田姓を改めたもの（89頁注（3）だからである。」（92頁8行目・10行目）とした。しかし、この164系図が書写されている④文書中に記された書写年代の最も古い記は、「安政四丁巳四月二日」（文書②60ウ6）であるから、この年月日に偽りなければ、もしくは明治維新後に作成した本野紙に過去に書写した文書を転写したのでなければ、既に安政4年4月の時点で少くとも私的には「宍道家」（野紙の柱）を使用し、万延元年8月の時点で「宍道称号」（164頁35）を自称していたことになる。但し、前編（二）163系図でも池田姓から宍道姓に変わっているのは14才339宍道幸雄（峰清の父）からである。また、文書を目下探索出来ていないが、明治維新頃に宍道幸雄が池田姓を宍道姓に改める旨の届を佐陀大社に提出した文面を宍道鈴子氏の所蔵されている文書中で見た記憶がある。従つて、この164を含む文書④の野紙が維新前に作成・使用されたものであり、安政・万延の年月日に作為がな

ければ、この「六道家」・「六道称号」は私的に使用したものと解釈することも可能である。「六道」ではなく「六道称号」としたのも、あるいは私的に使用したことを示しているものであろうか。

翻刻に当っては原本の体裁を保つように努めたが、後の考察に於て注目する箇所をゴシック体に変更する。漢字については通行のものに改めたものも若干ある。系図の前に置かれた目録も第1章の考察の必要上翻刻し、行頭に振る通し番号は目録の第1行目から開始する。丁附は、右述の如く、164を収録する文書②の冒頭第1丁から開始する。

注

- (1) 石塚尊俊「近世出雲における神職制度」『神道学』80号17頁〜20頁、神道学会、昭和49(74)年2月、島根県大社町。
 (2) 朝山皓「風土記・神・祭りIV 出雲の神信仰と祭り」48頁(出雲に於ける旧藩時代社頭の幣頭制度)、島根県古代文化センター刊(古代文化叢書6)、平成12(00)年、松江。
 (3) 石塚尊俊「出雲国神社史の研究」511頁〜512頁(意字六社梗概「熊野大社」、岩田書院、平成12(00)年、東京。

三 164「神主熊野家系図之次第」翻刻

(37才)

- 1 ○出雲國一ノ宮正二位勲七等熊野大社神主家舊記 目録
 一 出雲國 熊野大社神主系圖次第
 比波山
 2 御 輪 旨 二
 (マ) 一
 3 將軍代々之御判
 4 出雲國守并家老之判
 5 三ヶ條畧意
 6 一
 7 一 明和四年杵築六社之始末并雜書

8 一元録年中出雲兩國造与同國佐陀神主爭論裁許書
 9 一明和年中國造家へ上官君臣之礼儀議支之寫
 10 一(以下2行分ノ「二」ヲ省略：服部)

(37ウ)

13 一(以下11行分ノ「二」ヲ省略：服部)

(38才)

神主熊野家系圖之次第

25 天照皇大神天乃高御舍仁在志言勅之言宣久以伊射那伎尊
 26 乃日乃真名子熊野加武呂伎櫛御氣農命波宣志久出雲國
 27 比波山青垣山乃内仁宮柱太敷立言高天乃原仁千木高知在伊射
 28 那伎伊射那美尊坐須熊野大神乃大社仁則官志言子孫永久是
 29 大神乎齋比祭利天天乃皇御孫乃尊天下乎所知食須伊波比乃
 30 神賀詞乎奏之言天津磐坂日茂呂枳乎起作言神秘乃神事
 31 乎主利天朝日乃豐榮登留日仁寶祚乃長久榮江在佐牟古止
 32 天地止窮無羅牟古止乎御祈禱奏之言奉使焉云々
 33 于時萬延元年歲在庚申八月十日
 34 宍道称号勲業大臣孫出雲峯清謹拜書(孫、峰清加筆：服部)
 35 36 ○天神大祖伊射那伎尊乃日乃真名子

(38ウ)

37 第一世 熊野加夫呂伎櫛御氣農命 第二世 熊野加夫呂伎櫛水戸比古命
 38 第三世 同 櫛宇氣主命 第四世 同 櫛屋玉命
 39 第五世 同 櫛比名彦命 第六世 同 櫛速那伎命

島根県宍道町、大森神社旧神職宍道(池田)家藏『勲業宍道家正系』(三)

第七世
同
第八世
同

- 40 八十足玉命 磯訶玉命
- 41 右件自櫛御氣農命以下磯訶玉命以前八世者神世也
- 42 九世 武比留玉命 十世 磐別彦命
- 43 十一世 武名多理命 十二世 川名義彦命
- 44 十三世 村玉主命 十四世 日志呂彦命
- 45 十五世 生根彦命 十六世 川會比古命
- 46 十七世 石瀬彦命 十八世 飯持彦命
- 47 十九世 伊奈坂比古命 二十世 伊與足彦命
- 48 二十一世 御食守彦命 二十二世 百戈足男命

(39才)

- 49 二十三世 朝山毗古命 二十四世 武保古力命
- 50 二十五世 勇佐男彦命 二十六世 御食貴主命
- 51 二十七世 高倉猛男命 二十八世 八十武代命
- 52 二十九世 毗於伎彦命 三十世 八百武色命シキ
- 53 三十一世 磐垣毗古命 三十二世 武玉主命
- 54 三十三世 武依比古命
- 55 右自武比留玉命以下武依彦神以前二十五世者壽不知都而
- 56 葬熊野之男志麻之陵焉云々(以下ゴシツク体ハ服部ニヨル)
- 57 三十四世 武廣主命 三十五世 起玉彦命
- 58 三十六世 武富彦命 三十七世 武豊彦命
- 59 三十八世 國坂彦神 三十九世 岩佐彦命
- 60 四十世 磯名彦神 四十一世 山狹彦命

(39ウ)

- 61 四十二世 武國彦神 四十三世 高瀬彦命

- 62 四十四世 櫛代彦神 四十五世 八百足彦神
 63 四十六世 武利耳神 四十七世 伊富伎彦神
 64 四十八世 坂戸麻呂 四十九世 殖田麻呂
 65 五十世 槻田麻呂 五十一世 神田麻呂
 66 五十二世 長田麻呂 五十三世 治田麻呂
 67 右自武廣主神以下治田麻呂以前二十世者壽不知都而
 葬青木山之岡焉云々
 68 五十四世 武重麻呂 勳位賜布
 69 從六位下勳業熊野臣則官朝臣武重
 70 治田麻呂嫡男和銅三年 庚戌生大同四年 鳴瀬大臣
 71 己丑秋八月十日薨壽百歲青木山陵葬
 72 手跡ハ系図本文ト大キク時期ヲ隔テナイカ…服部

(40才)

- 73 五十五世 從六位下勳業熊野臣則官朝臣武作
 74 武重嫡子也天平勝宝五年 癸巳年天長九年
 75 壬子春二月三日薨壽八十歲青木山陵葬
 76 五十六世 同 同 武起
 77 武起嫡子也延暦三年 甲子生仁和三年 丁未
 78 春二月十日壽百四歲薨青木山之陵葬
 79 同 同 俱國
 80 武起嫡男也弘仁十三 壬寅生嘉祥二 己巳
 81 社職續歲二十八在職三十四年寬平三年 辛亥
 82 春二月三日壽七十歲薨葬青木山之陵焉
 83 五十八世 同 同 俱託

84 俱國嫡男也貞觀五癸未生元慶六壬寅社職續歲

(40ウ)

85 二十在職二十六年延長三乙酉冬十月八日壽六十三歲

86 薨葬青木山之陵焉

87 同 同 同 俱尹アサ

88 俱託嫡男也仁和二年丙午生延喜七丁卯社職

89 續歲廿二在職三十三年天慶七甲辰冬十月四日壽

90 五十九歲薨葬青木山之岡焉

91 從五位下 同 同 重利

92 俱尹嫡男也延長二甲申生天慶二己亥社職續歲

93 十六在職四十三年正世四年癸巳夏四月十八日壽

94 七十歲薨葬青木山之陵焉

95 同 同 同 重宗

96 重利嫡男也天曆八年甲寅生天元四年辛巳社職

(41才)

97 續歲廿八在職廿年長元三年十月十二日壽七十七葬青木山之陵焉

98 同 同 同 重直

99 重宗嫡男也天元三年庚辰生長保二年庚子社職

100 續歲二十一在職二十三年長久四年辛未春二月四日壽

101 五十二歲薨葬青木山之陵焉

102 同 同 同 重信

六十三世

六十二世

六十一世

六十世

五十九(イ)

103 重直嫡男也寛弘二年^乙生治安二年^壬戌社職
 續歲十八在職三十三年庚平六^癸卯冬十一月二日壽
 五十九歲薨葬青木山之陵焉
 從四位下熊野大納言則官朝臣重景
 重信嫡男也長久三年^壬午生天喜二年^甲午社職續歲
 108 十三在職二十年延久五^癸丑秋八月朔日壽三十二歲薨

(41ウ)

109 葬青木山之陵焉
 110 同 重起
 111 同 同

112 重景嫡男也康平七^甲辰生延久五^癸丑社職續歲九
 在職三十年大治四^己酉冬十月朔日壽六十六歲薨葬青
 木山之陵焉

113 同 俱定
 114 同 同

115 重起嫡男也永保二^壬戌生康和四年^壬午社職續歲
 二十一在職二十九年久安三年^丁卯夏四月十二日壽六十
 六歲薨葬青木山之陵焉
 從三位熊野大納言則官朝臣仁次

117 具定嫡男也天仁元年^戊子生大治五年^庚戌社職續
 118 六十七世
 119 歲二十三在職二十八年安元二^丙甲秋八月五日壽六十九歲

(42才)

121 薨葬青木山之陵焉

六十八世

同 同 同 仁守

123 122

仁次嫡男也保延二丙辰生保元二丁丑社職續歲二十二

在職二十八年元曆元年甲辰冬十月九日壽四十九歲薨

六十九世

同 同 同 仁吉

126 125 124

同 同 同 仁吉

仁次二男也仁守弟也二男之社職始是久安三年丁

卯生元曆元甲辰社職續歲三十八在職三十九年正嘉

二戊午夏六月三日壽百十二薨葬青木山之陵焉

七十世

同 同 同 仁成

130 129

同 同 同 仁成

仁吉嫡子也壽永二癸卯生貞應元年壬午社職續歲

四十在職三十七年弘長三癸亥秋九月廿日壽八十一歲薨

(42ウ)

七十一世

同 同 同 仁重

134 133

同 同 同 仁重

仁成嫡男也安貞二戊子生正嘉二年戊午社職續歲三十

一在職五十五年嘉曆三年戊辰冬十一月九日壽百一歲

薨葬青木山之陵焉

七十二世

同 同 同 俱潔

仁重嫡男也文永七年庚午生正和元壬子社職續

歲四十三在職三十七年延文五庚子春二月三日壽九十

一歲薨葬青木山之陵焉

141 140

同 同 同 俱潔

139

同 同 同 俱潔

138 137 136

同 同 同 俱潔

142 七十三世 同 同 同 俱晴

143 俱潔嫡男也正保三年甲寅生貞和四戊子社職

144 續歲應永三十三丙午冬十月三日壽百十三歲薨葬

(43才)

青木山之陵焉

145 七十四世

從三位熊野大納言源朝臣

俱久

147 俱久參内昇進而源氏賜布

俱晴嫡男也文和四乙未生明德元年庚午社職續歲

148 三十六在職三十五年嘉吉四年甲子秋八月朔日壽九十歲

薨葬青木山之陵焉

150 七十五世

同 同 同 重行

151 俱久嫡男也應永二年乙亥生同三十一年甲辰社職

152 續歲三十在職十八年嘉吉元辛酉夏五月十七日壽四十七歲薨葬青木山之陵焉

俱家加筆 俱久妻者當社中宮守左中娘伊志子

153 永亨二年庚戌夏四月十九日壽六十六歲卒葬青木山之陵焉此左中者今左中五代祖也

154 俱家加筆 重行者當社中別火直家娘加奈子寬正二年

(43ウ)

辛巳秋七月二十九日壽五十六歲卒葬青木山之陵焉

155 此直家者今別火直易五代祖也

157 七十六世

源 重家

重行嫡男永亨元己酉生嘉吉元年辛酉社職續歲

160 十三在職三年嘉吉三年 癸亥秋八月十日壽十五歲薨葬
青木山之陵焉
161 同
162 同 重國

163 重行二男也重家弟也永亨五年 癸丑生嘉吉三年

164 癸亥社職續歲十一在職四十六年明應元年 壬子冬十一
月七日壽六十歲薨葬青木山之陵焉

165 俱家加筆 重國妻者富田城下山口氏娘不見子文龜
三年 癸亥秋八月十九日壽七十一歲卒葬青木山之陵焉

166 同 同 同 重春

167 七十八世

168 重國嫡男也寶德三年 辛未生長亨二年 戊申社職續歲三十

(44才)

169 八在職四十年天文元 壬辰夏五月十九日壽八十二歲薨葬
青木山之陵焉

170 俱家加筆 重春妻者富田城下日賀田与四郎娘未佐
子大永六年 丙戌秋九月廿七日壽六十三歲卒葬青木山之陵焉

171 記曰當家之系圖者自櫛御氣乃命代々書繼之火置
之社納則神赫ト奉敬然所天文十一年春大内殿之軍卒

172 乱入而爲尼子之當村始此近辺民家山林共ニ烽火ス其時
當社何レモ炎上イタシ代々神主直筆之書板者不殘燒失

173 イタシ候依之永祿八年毛利元就公ヨリ社頭御建立被爲
成候ニ付此方宅書寫ヲ以又如前奉納者也

174 熊野大納言從三位別火源 重忠

175 從三位熊野大納言源 朝臣重忠

176 七十九世

177 七十九世

178 七十九世

179 七十九世

180 重春嫡男也文明十七年乙巳生大永七丁亥社職續歲四

(44ウ)

181 十三在職四十年文錄三マヤ甲午夏四月六日壽百十歲薨葬青

182 木山之陵焉 重忠妻者大原郡午尾住岩田金入娘伊未

183 子天正二年甲戌春二月三日壽八十八歲卒葬青木山之陵焉記

184 日我家自先代妻之姓名不記予是母之姓名壽記訖仍而

185 先祖之云傳以七世之祖自俱久以來妻之姓名壽紀置者

186 也此以後子孫是可記焉熊野大納言從三位別火源 俱家

187 八十世 同 俱家

188 重忠嫡男也享祿二年己丑生永祿九年丙寅社職

189 續歲三十八在職二十六年慶長元丙申秋八月十二日伯没州

190 日野サ、フク村ニテ壽六十八歲薨當村葬赤坂岡焉マヤ紀曰

191 此俱家兵乱ニ付諸軍卒中ヲ狹メ神地ヲ押領イタスニ

192 付テ京都又訴訟ニ上京イタス路次同國同村ニテ痢病

193 ヲ煩ヒ同村神家ニテ死去イタス神主代々位階ノ御口宣

194 御下書等大分持參イタス不殘サ、フクニ預置世上靜謐

195 二相成故今元和七年辛酉三月嫡男俱重嫡孫平十郎并二

196 村中氏子二三人同道ニテ受取ニ遣スサ、フクノ神人宅并二杜ト

197 モニ火難ニ逢不殘燒失イタス由申ニ付是非ナク販宅サテマヤ

198 殘念ニ存亘也熊野大納言源 秀家

199 俱家妻者當郡忌部村住松浦惣右衛門娘登良子

島根県宍道町、大森神社旧神職宍道(池田)家藏『勲業宍道家正系』(三)

200 慶長六^辛 冬十一月九日壽七十二歲卒葬赤坂之岡焉

201 八十一世 熊野大納言源 秀家

202 俱家嫡男也天文十八年^己 酉生天正十九年^辛 卯社職

203 續歲四十三在職二十三年明^丁 西冬十月二日壽百九歲薨葬赤坂之岡焉

(45ウ)

205 記曰此秀家長壽之趣太守松平直政公被達御聞御城工被為召候而長壽御褒美之被成下御盃并御衣一重被下為御相伴乙部九郎兵衛栖崎要庵老兩人御出被成候皈宅仕砌老極御不便二被為思召而要庵被見送樣被成御意候二付要庵老御見送御越有之候重潔記之

秀家妻者當郡忌部村住長瀬九兵衛娘止与子

210 寬永三^丙 寅秋八月十八日壽六十六歲卒葬赤坂之岡焉

211 八十二世 源 俱重 中将 卜云

212 秀家嫡男也天正十年^壬 午生慶長十八^癸 丑社職續歲

213 三十二在職十一年元和九^癸 亥三月十四日壽四十二歲薨葬志夜久保之上焉

(46才)

214 俱重妻者松江城下堀尾作左衛門娘千代子元和五年

217

219 218 八十三世 源 仁作 己未夏六月十日卒壽四十歲葬志夜久保乃上焉 齋 卜云

220 俱重嫡男也慶長四年己亥生元和九癸亥社職續歲 廿五在職六年寬永五年戊辰春三月十九日壽三十歲 薨葬赤坂之岡焉

221 仁作妻者當郡平原村之住石倉物左衛門娘加根 子寬永三丙寅庚冬十二月二日壽十九歲卒葬赤坂之岡焉

222 八十四世 源 重潔 伊豫 卜云

223 俱重二男也仁作弟也元和四年戊午寬永五年戊辰

224 社職續歲十一在職四十七年元祿十四年辛巳春二 月三日壽八十四歲薨葬志夜久保乃上焉 戒名

(46ウ)

225 桃源院默雲傳宜神士 宗門之契約而出家之結 緣受戒名付夏當家始是

226 重潔妻者當郡大庭之神魂社中秋上作右衛門娘世

227 年子元祿十二年己卯冬十一月十八日壽七十四歲卒葬志夜 久保之上焉 戒名 雪溪院霜岩榮樹神女

228 八十五世 源 重方 左衛門 卜云

229 重潔嫡男也万治元年戊生延寶二年甲寅社職

230 續歲十七在職三十四年享保二年丁酉冬十月二日壽六十 歲薨葬赤坂之岡焉 戒名 瑞峯院大焉義長神士

231 重方妻者當庄小松原十兵衛娘未年子宝厂六丙子

232 233 234 235 236 237

238 夏四月十八日壽八十六歲卒葬赤坂之岡焉
239 戒名 仙壽院鶴林貞性神女

240 八十六世 源 慮富 歌士馬

(47才)

241 重方嫡男也元禄二己巳生寶永四年丁亥社職續歲

242 十九在職四十八年明和壬辰春正月十日壽八十四歲薨葬

243 赤坂之岡焉 戒名 絶學院鸞山義鳳神土

244 慮富妻者當郡佐草八重垣神主佐中守堅娘美祢

245 子亨保十九年甲寅冬十一月十九日壽二十九歲卒葬赤

246 坂之岡焉 戒名 慈雲院松室栄樹神女

247 八十七世 源 柴侶 達馬

248 慮富嫡男也享保十五年庚戌生宝厂四年甲戌社

249 職續歲二十五在職薨葬赤坂之岡焉

250 戒名 仁信院智山了儀神土

251 柴侶妻者當郡下出雲郷住小松原與市右衛門女加

(47ウ)

252 八十八世 源 德恒 熊野佐士馬 卜云

253 柴侶嫡男也宝厂九年己卯生明和七年庚寅續社職

254 歲十二在職弘化元年辰八月九日八十六歲ニテ卒墓所ハ

264 263 262 261 260 259 258 257 256

八十九世

赤坂之岡ニ在 戒名(無記:服部)
德恒妻者松江城下住永田伯翁娘佐戸子天保元年寅
十二月二十日卒墓所ハ赤坂之岡ニアル戒名 觀相妙喜神女
源 又 則官孝繁 熊野益尾 卜云
德恒嫡男也天明六年午年生

孝繁妻者同郡津田村鷹日神社神主稻原帶刀娘於
久子文政七年申六月二十二日卒墓所ハ赤坂之岡ニアル

(48才)

266 265

戒名(無記:服部)

孝繁一男則官意宇麻呂生所神門郡中野村山根氏娘

267

奈於子嘉永五子七月四日卒墓所ハ者赤坂之岡ニアル

268

戒名 妙機神女位

意宇鷹ハ天保七年申十月二十八日生
名ハ小別火ト云々

九十世

則官忠親 熊野大隅 卜云

孝繁嫡男也文化九年申生文政十一年繼社職

九十一世

則官彈野 熊野別火介 卜云

忠親嫡男也天保二年卯年生母者神魂社 社中別

火氏娘麻代子

(48ウ無記入:服部)

(以上)

(続)

平成16(04)年1月17日受理